

議事日程(第4号)

令和5年3月16日 午前10時00分開会

- 日程第 1 発議第 1号 須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第 2 発議第 2号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第11号 第七次須恵町総合計画基本構想の策定について
日程第 4 議案第12号 須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について
日程第 5 議案第13号 須恵町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第 6 議案第14号 須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第15号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第16号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9 議案第17号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する
条例
日程第10 議案第18号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第11 議案第19号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
日程第12 議案第20号 令和5年度須恵町一般会計予算の提出について
日程第13 議案第21号 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
日程第14 議案第22号 令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
日程第15 議案第23号 令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
日程第16 議案第24号 令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
日程第17 議案第25号 令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出について
日程第18 議案第26号 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例
日程第19 報告第 1号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について
日程第20 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 発議第 1号 須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第 2 発議第 2号 須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第 3 議案第11号 第七次須恵町総合計画基本構想の策定について
日程第 4 議案第12号 須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について
日程第 5 議案第13号 須恵町個人情報保護法施行条例の制定について

- 日程第 6 議案第 14 号 須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
 日程第 7 議案第 15 号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 8 議案第 16 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 日程第 9 議案第 17 号 須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する
 条例
 日程第 10 議案第 18 号 須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
 日程第 11 議案第 19 号 須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例
 日程第 12 議案第 20 号 令和 5 年度須恵町一般会計予算の提出について
 日程第 13 議案第 21 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
 日程第 14 議案第 22 号 令和 5 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
 日程第 15 議案第 23 号 令和 5 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
 日程第 16 議案第 24 号 令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
 日程第 17 議案第 25 号 令和 5 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
 日程第 18 議案第 26 号 須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例
 日程第 19 報告第 1 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について
 日程第 20 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（14名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	百 田 輝 子
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信
まちづくり課長	吉 川 聡 士	地 域 振 興 課 長	平 山 幸 治
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	健 康 増 進 課 長	舩 本 直 明
学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治	ふ る さ と 応 援 課 長	船 井 弘 喜
子 育 て 支 援 課 長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上 下 水 道 課 事 業 課 長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 長 補 佐	白 水 婦 美
学 校 教 育 課 参 事	松 本 孝 之	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。令和4年度の最後の定例会となりましたけども、皆さんは今日で4年間の任期を終わるわけでございます、議会としてはですね。

最後の議会でございますけども、この4年間のうちに約3年間はコロナ感染の拡大で、全員集合という議会の本会議が少なかったと思います。また、その中でも一般質問の中止とかいろいろありましたけども、皆様の御協力のおかげでこうして4年間過ごせてきました。議長として感謝申し上げます。

そういうことで、今日は4年間の最後の本会議でございますので、慎重審議よろしくお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

これから本日の会議を開きます。

ここで一括議題についてお諮りします。

議案第20号から議案第25号までは関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1 発議第1号

○議長（松山 力弥） 日程第1、発議第1号須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案は議会運営委員会から提出のため、代表者である委員長から説明を求めます。13番、三上政義君。

○議会運営委員長（三上 政義） おはようございます。発議第1号須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてでございます。

この議案を、別紙のとおり地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。提案理由といたしまして、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、議会における個人情報保護に関する制度について、新たに条例を制定する必要性が生じたので提案するものです。

2ページをお願いいたします。

第1条、目的として、この条例は、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするとしてあります。

第2条、定義では、各用語の定義を示しており、改正個人情報保護法と同時に、個人情報は生存する個人に関する情報としてあります。

同条第4項で、保有個人情報とは、議会事務局職員が職務上作成し、また取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして議会が保有するものとしています。

第3条で、議会の責務を、第4条及び第5条で、個人情報の保有の制限等及び利用目的の明示を示しております。

第9条では、安全管理措置を、第10条で、従事者の義務を、第11条では、漏えい等の通知について、個人の権利利益を害するおそれ大きいものは、本人に対して、当該事態が生じた趣旨を通知しなければならないとしています。

第12条では、利用及び提供の制限について、第13条では、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求について、第14条では、第13条と同様に、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求について示しています。

第15条では、仮名加工情報の取扱いに係る義務として、議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報を第三者に提供してはならないとしています。

第16条、匿名加工情報の取扱いに係る義務で、議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たって、法令に基づく場合を除き、個人情報に係る本人を識別するために、他の情報と照合してはならないとしています。

第17条、個人情報ファイル等の作成及び公表について、帳簿を作成し、公表しなければならないとしており、第18条及び第19条では、開示請求権及び開示請求手続きを示しております。

第20条では、保有個人情報の開示義務について、第23条では、保有個人情報の存否に関する情報について、第24条で、開示請求に対する措置として、開示請求者に対して、その旨の決定をし、書面により通知しなければならないとしております。

第25条で、開示決定等の期限について、第30条で、開示請求の手数料について、31条から37条は、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、議長に対して訂正を請求できるとして訂正請求権を定め、その手続き、訂正請求に対する措置、訂正決定等の期限等を定めております。

第38条から第43条は、自己を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止に関しての利用停止請求権を定め、その手続き、利用停止義務、利用停止決定の期限等を定めています。

第45条及び第50条では、審査請求があったときは、また議長が専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、須恵町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないとしています。

第51条では、施行状況の公表では、議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとしております。

第52条、委任では、この条例の実施に関して必要な事項は、議長が定めるとしております。

53条から54条は、罰則規定を定め、正当な理由がないのに、個人情報ファイルを提供したとき、自己もしくは第三者の不当な利益を図る目的で提供または盗用したとき、職権を濫用して、その職務の用以外の用に収集したとき、偽りその他不正の手段により、保有個人情報の開示を受けた者に対して、懲役または、罰金、過料に処する旨の規定を定めています。

附則として、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 委員長の説明が終わりました。

なお、この議案については、全員協議会においても協議なされておりますので、質疑を省略し、これより発議第1号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって発議第1号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第1号須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

先ほどちょっと説明不足があったんですけども、今日からマスクは自由でございます。また、登壇して発言する方は、もう自席のほうでマスクは外してください。これも自由にいたしますので、構いません。

以上です。

日程第2. 発議第2号

○議長（松山 力弥） 日程第2、発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出者の説明を求めます。3番、稲永辰己君。

○議員（3番 稲永 辰己） 議案書の1ページをお願いします。

発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでございます。

この議案を別紙のとおり、地方自治法及び須恵町議会会議規則の規定により提出するものです。提案理由として、次の一般選挙から須恵町議会議員の定数が13人になることから、常任委員会の委員の定数を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表をお願いします。

第2条中、文教厚生委員会委員の定数を「7人」から「6人」に改正するものです。

2ページに戻って、附則で、この条例は、令和5年5月1日から施行するとしております。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。

この議案については、全員協議会においても協議なされておりますので、質疑を省略し、これより発議第2号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって発議第2号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第2号須恵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3. 議案第11号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第11号第七次須恵町総合計画基本構想の策定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第11号第七次須恵町総合計画基本構想の策定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、須恵町総合計画策定条例第3条第3項の規定により、別紙のとおり第七次須恵町総合計画基本構想が策定されたので、本議会の議決を求めるものです。

皆様既に連合審査会で説明を受けておりますので、ここでは簡単に説明いたします。

別紙1ページ、概要説明です。

基本構想の構成は、序論、基本ビジョン、参考資料としています。審議項目になる基本構想の基本ビジョン詳細は、1、まちづくりの基本理念を「須恵町民憲章」とします。

2、まちが目指す将来像を「水と緑と光の町すえ」とします。

3、人口推計を令和22年（2040年）人口将来展望3万人とします。

4、将来像を実現するための分野別政策でございます。

8ページから10ページは、大綱一覧となっております。

1、福岡県内で「光る」町になる。

2、活力ある産業基盤の形成。

3、教育立町 須恵 社会総がかりで教育を推進。

4、子どもと家族の笑顔輝く未来へつなぐまちづくり。

5、生きがいを持てる社会づくりの推進。

6、健康づくりを支えるための環境づくりの推進。

7、計画的な都市形成。

8、安心安全な地域の形成。

9、地域とともに歩む行政づくり。

10、未来を見据えた計画性のある行政運営。

11、法令に基づく行政事務の適正な運営としています。

11ページから18ページに、11項目の大綱と、それに属する政策が50項目あります。この基本構想実現のための実施計画につきましては、議決後作成されます。

なお、2月16日町長室において、総合計画審議会会長より町長の諮問に対する答申が行われております。内容は、19ページに添付しています。

質疑として、第6次計画以上に膨らんだ内容だが、今の人員、体制でできるのかというものでございます。

答弁として、計画は継承していく。全て必要な施策なので、やるための計画だと。そして、役場のスタッフは今の人員で十分だが、加えてそれぞれに専門性を持った人材を外部から入れて、チームを組んでやっていく形にするというものでございました。大変意欲的な話でございました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって議案第11号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第11号第七次須恵町総合計画基本構想の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4. 議案第12号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第12号須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。田ノ上君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第12号須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、須恵町地球温暖化対策推進協議会を設置し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたものでございます。

内容としては、2050年のカーボンニュートラルに向けて、行政、町民及び事業者の各主体

が連携・協働し、須恵町が目指す姿の共有と効果的な推進を図るための協議会を設置することに関し、必要事項を定めるものです。

2ページの第1条から3ページまでの第7条で構成されております。

第1条の設置から所掌事務、協議会、会長及び副会長、会議、事務局を定めております。

3ページ第7条の委任で、この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとしております。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって議案第12号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第12号須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5. 議案第13号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第13号須恵町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。田ノ上君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第13号須恵町個人情報保護法施行条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

現在、各地方自治体が条例を制定し、運用している個人情報保護制度に関し、今回の法改正で、令和5年4月1日以降の個人情報保護制度は法律に一元化されることになったため、各自治体は法施行条例を制定し、これまでの条例を廃止することで、全国共通ルールとして同一の対応を取ることとなりました。

制定の主な内容です。2ページをお願いします。

第1条は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、権限及び事務を委任する事項が設けられた法の規定に基づき、条例の趣旨を明らかにするものです。

第2条第1項は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に準じた用語の定義に関する規定です。

第2項は、実施機関を規定しております。現行の須恵町個人情報保護条例の規定から議会は対象外となっております。

第3条は、個人情報ファイルに係る帳簿で、政令第20条第2項に規定する1,000人未満の個人情報ファイル簿について、作成及び公表の規定をしております。

須恵町では対象を100人以上としております。現時点で274個のファイルがございます。

第4条は、個人情報ファイル簿の記載事項の規定で、個人情報ファイルの名称、利用目的等の記載に加え、須恵町では、規則の中で個人情報ファイルに特定個人情報が含まれる場合はその旨を記載すると規定しています。

第5条から第8条の規定は、現行の須恵町個人情報保護条例と変更箇所はありません。

第9条は、須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例に規定する審査会への諮問に関する規定です。

新たな規定では、3号にわたり諮問することができると規定しております。

4ページをお願いします。

第10条は、この条例の実施に関し必要な事項を規則で定める委任条項を設けております。

附則ですが、第1条で施行日を令和5年4月1日とし、第2条では、現行の須恵町個人情報保護条例の廃止について規定しております。

第3条では経過措置を規定しており、5ページの第4条では、第2条の廃止規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例によるとしております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって議案第13号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第13号須恵町個人情報保護法施行条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第14号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第14号須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。田ノ上君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第14号須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、個人情報の保護に関する法律の一部改正が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

本条例の改正は、議案第13号の須恵町個人情報保護法施行条例の制定及び議員発議された須恵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定に伴い、改正するものです。

町と議会で、それぞれ条例を制定することになりますが、審査会については同一の審査会での運用となります。

3ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明いたします。

第2条の改正は所掌事務の内容ですが、議案第13号で須恵町個人情報保護法施行条例を制定し、併せて現行の須恵町個人情報保護条例を廃止することに伴う引用条例の改正、また、法施行条例では実施機関に議会が含まれないことから、実施機関に加え、「須恵町議会の個人情報の保護に関する条例第1条に規定する議会」を追加で表記しております。

第2条第1号から第6号は引用条例の変更などで、第7条についても同様に引用条例の変更です。

4ページをお願いいたします。

職員が職務上作成し、または取得したものであって、職員が組織的に利用する個人情報について、これまでは条例中で「自己情報」と規定していたものを、個人情報の保護に関する法律、須恵町議会の個人情報の保護に関する条例では、「保有個人情報」と規定されることに伴い、表記を変更しております。第7条第3項も、同様に表記を変更しています。

2ページにお戻り頂いて、附則です。この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって議案第14号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第14号須恵町情報公開・個人情報保

護審査会条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第15号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第15号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。田ノ上君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第15号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、須恵町附属機関に須恵町地球温暖化対策推進協議会を追加するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

本条例の改正は、議案第12号の須恵町地球温暖化対策推進協議会設置条例の制定に伴い、改正するものです。

附属機関は、地方自治法に基づき、町長等の執行機関の要請により、行政執行のために必要な審査、審議、調査等を行うことを職務とする機関ですが、今回設置します須恵町地球温暖化対策推進協議会は、第三者の視点を取り入れて、公正・適正な業務執行を確保する必要があるため、須恵町附属機関に追加するものです。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって議案第15号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第15号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第16号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第16号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。田ノ上君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第16号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例

の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、人事院規則の一部を改正する人事院規則が令和5年1月20日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回の人事院規則の改正は、平成28年度に制度化された国家公務員におけるフレックスタイム制について、職員の勤務条件及び公務能率の向上に資するよう、現行のフレックスタイム制及び休憩時間を柔軟化する改正です。

県内でもフレックスタイム制を導入している自治体は少ないのですが、本町におきましては、職員が多様な働き方を実現できる環境整備を行うため、条例の改正を行うものです。

5ページ、新旧対照表を御覧ください。主な内容としましては、第3条（週休日及び勤務時間の割振り）に第3項と第4項を追加し、第3条第3項において、原則、全職員をフレックスタイム制の対象とすること。

第3条第4項において、子の養育や配偶者等の介護が必要な職員については、本人の申告を考慮して、週休日を現在の週休日に加えて設けることや、勤務時間を割り振るものとするなど、の改正です。

第3条第3項及び第4項の詳細については、規則で定めます。

また、今回の改正に併せて、所要の条文整備を行っております。

附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

質疑として、適用されないものについてはというもの。

答弁として、労働時間の短いもの、短時間の会計年度任用職員や育児や再任用で短時間になっている者は適用外となるというものでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって議案第16号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第16号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第17号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第17号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。三角君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案書1ページをお開きください。

議案第17号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書1ページをお開きください。

提案理由として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律が令和4年12月16日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第13条で、対象者が町外の障がい者施設等に入所した場合の特例を規定しており、今回の法律改正に伴い、老人福祉法で規定する養護老人ホームと、介護保険法で規定する介護保険特定施設及び介護保険施設を適用対象施設に加える改正を行うものです。

2ページに戻って、附則で、第1項で、この条例を、令和5年4月1日から施行することとしています。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって議案第17号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第17号須恵町重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第18号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第18号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。三角君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第18号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例に

ついて、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお開きください。

提案理由として、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

3ページの新旧対照表を御覧ください。

第4条に、出産育児一時金について規定しており、現行の条文では、被保険者が出産したときに健康保険法施行令第36条の規定と同額の40万8,000円を世帯主に支給するとしています。

健康保険法施行令第36条に定める支給額が、令和5年2月1日に48万8,000円に改正されたことに伴い、本条例の規定を改正後の条文のとおり出産育児一時金として48万8,000円を支給すると改正するものです。

2ページに戻って附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

以上、文教厚生委員会、全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論ありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第18号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第18号須恵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11．議案第19号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第19号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第19号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由は、民法等の一部を改正する法律が令和3年4月28日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

2 ページをお願いします。

改正の内容は、民法の改正により、生活に必要なライフラインの設備を設置、使用する目的で、他人の土地や設備を使用することができることとなります。そのため、現在、条例で規定している他人の土地に給水装置を設置する場合の同意について、民法に規定される要件を満たす場合は、同意を不要とするものです。

3 ページ、新旧対照表をお願いします。

改正条文で、他人の家屋または土地に給水装置を設置しようとする場合に同意を必要とする第5条の規定に2項を加え、第2項で、民法に規定する条件を満たす場合は同意を必要としないこと、第3項で、当該設置における事前の通知がなされているかを確認するための誓約書の提出を規定しています。

2 ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するとしています。

質疑として、「この民法の改正による規定がなくて困った事例はあるか」というもの。答弁として、「そのような事例は近年においてない」というものでした。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第19号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第19号須恵町上水道給水条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時といたします。休憩に入ります。

午前10時51分休憩

午前10時59分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12. 議案第20号

日程第13. 議案第21号

日程第14. 議案第22号

日程第15. 議案第23号

日程第16. 議案第24号

日程第17. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第20号令和5年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第13、議案第21号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第14、議案第22号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第15、議案第23号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第16、議案第24号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第17、議案第25号令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 予算審査特別委員会の報告をいたします。

議長を除く議員全員による予算審査特別委員会に付託を受けておりました議案第20号令和5年度須恵町一般会計予算の提出から議案第25号令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出についてまでの6議案について、審査の経過と結果を報告いたします。

審査は、3月9日、13日、14日の計3日間で行いました。

それでは、各議案別に報告をいたします。

議案第20号令和5年度須恵町一般会計予算の提出について、予算書5ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ117億9,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は第2表地方債による。

債務負担行為、第3条、債務負担行為は第3表債務負担行為による。

一時借入金、第4条、一時借入金の借入れの最高額は6億円と定める。

歳入予算の流用、第5条、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内での流用としています。

12ページ、第2表地方債です。起債の目的、臨時財政対策債ほか10件で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

13ページ、第3表債務負担行為です。事項、第3期子ども・子育て支援事業計画策定支援等

業務委託、期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額660万円の債務負担行為を定めております。

一般会計歳入歳出予算の総額117億9,000万円は、前年度比1億5,000万円、1.3%の増となり、昨年度に引き続き110億円を超える過去最高の予算規模となりました。

歳入では、1款町税は32億9,068万7,000円、歳入全体の27.9%で、個人町民税0.3%、法人住民税は15.6%、固定資産税7.6%、たばこ税は12.8%の増と見込み、対前年度比1億7,585万円、5.6%の増です。

10款地方交付税は20億2,700万円、歳入全体の17.2%。これは、地域デジタル社会推進費や地方公共団体の施設の光熱費高騰への対応、出産・子育て応援交付金の地方負担の対応などで基準財政需要額が増となるため5,500万円、2.8%の増と見込んでいます。

14款国庫支出金は16億5,379万2,000円、歳入の14%で、502万4,000円、0.3%の増です。新型コロナウイルスワクチン接種関連国庫補助金は減となっておりますが、障害関係国庫負担金や施設型給付費等国庫負担金、出産・子育て応援事業費国庫補助金の増によるものです。

15款県支出金は9億6,907万4,000円、歳入の8.2%で、5,084万8,000円、5.5%の増です。これは、施設型給付費等県負担金や障害者自立支援給付費県負担金などが増加しているためです。

このほかに、対前年度と比較して大きく増加している歳入項目として、7款地方消費税交付金6億7,900万円、9,600万円の増、16款財産収入1億3,945万6,000円、不動産売払収入が9,305万1,000円の増、18款繰入金6億6,000万6,000円、財政調整基金繰入金5,000万円の増です。

歳入の構成比ですが、歳入の自主財源は全体の47.8%で、依存財源は52.2%です。前年度から自主財源の構成比が2.5ポイント上がっています。町税、財産収入、繰入金の増が要因です。

歳出では、2款総務費23億7,487万8,000円は、歳出の20.1%で、財政調整基金積立金や庁舎エレベーター改修工事、町制施行70周年事業企画運営業務委託料などの増で2,607万1,000円、1.1%の増です。

3款民生費43億3,954万7,000円は、歳出の36.8%で、障害者支援費、自立支援給付費や地域活性化センター空調設備改修工事、保育実施負担金及び委託料などの増で2億2,370万7,000円、5.4%の増です。

4款衛生費13億4,577万8,000円は、歳出の11.4%で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金や出産・子育て応援事業費給付金、粕屋中南部休日診療所負担金などで7,408万

8,000円、5.8%の増です。

8款土木費6億5,476万2,000円は、歳出の5.6%で、道路新設改良事業費の増により7,294万4,000円の増です。

9款消防費3億8,177万円は、歳出の3.2%で、中部防災センター（仮称）建設事業や新型コロナウイルス対策事業費の減により1億81万4,000円、20.9%の減です。

10款教育費16億8,413万7,000円は、歳出の14.3%で、第一小学校長寿命化改良工事やテニスコート人工芝張替工事など新規事業がありますが、第三幼稚園（仮称）改築工事の事業費の減により2億50万2,000円、10.6%の減です。

12款公債費6億4,933万3,000円は、歳出の5.5%で、庁舎非常用電源設備等整備事業債や学校教育施設等整備ネットワーク整備事業債などの償還が開始となるため2,090万円、3.3%の増です。

歳出の構成比は、義務的経費が40.8%で、前年度比1.4ポイントの増、投資的経費の普通建設事業費、災害復旧費が8.5%で1.2ポイントの減、その他の経費が50.7%で0.2ポイントの減です。義務的経費の扶助費が毎年増加しています。

基金の状況ですが、令和4年度末の財政調整基金の見込額が25億7,244万6,000円、減債基金が4億278万円、ふるさと応援基金が7億8,781万7,000円、昨年に増設しました公共施設等整備基金は財政調整基金から移し替えて6億円を積み立てております。

当初予算のための令和5年度の財政調整基金の取崩予定額は、6億6,000万円と見込んでいます。

質疑として、歳入では、15款県支出金において、高齢者運転免許自主返納等支援事業費県補助金の詳細についての質疑に、新規に申請された方1人2,500円100人分です。須恵町独自では新規に限らず毎年申請されれば年4万円を75歳から85歳までの10年間支援助成金を受け取れますとの答弁がありました。

17款寄附金において、ふるさと応援寄附金を10億5,000万円計上しているが見込みどおり入らなかつたらできなくなる事業が発生するののかとの質疑に、ふるさと納税金については一般財源に充当して使うことは考えていない、基金に積み立てますとの答弁がありました。

歳出では、2款総務費において、糟屋地区町長協議会負担金の増についての質疑に、糟屋郡町村会からの通知額での支払いですとの答弁がありました。

報酬審議会委員報酬が計上されているが審議予定があるのかとの質疑に、すぐ対応できるように今年度から計上しているとの答弁。

環境性能割徴収取扱負担金において、特定小型原動機付き自転車についての質疑に、原動キックボードのことで登録はないとの答弁。

スマートフォン相談窓口設置業務委託料についての質疑に、毎週月曜日9時から16時までの昼休みを除く6時間開設し、1回20分の相談時間で1日平均14人が相談に来ており、LINE、ホームページの見方、写真などの相談が多く、対面で分からないことが聞ける、高齢者など同じ年代の方には聞けないことが聞けて大変ありがたいなど好評ですとの答弁。

ボランティア派遣事業の詳細についての質疑に、総合学習のクラブの時間や教室での学習ボランティア、たこ作りの支援をしていますとの答弁。

コミュニティバス運営事業でオンデマンドバスは導入しないのかとの質疑に、須恵町は利用人数が多いのでオンデマンドバスでは今の人数を賄えない。現在取り組む予定はないが、情報収集をしながら近隣町の動向を見ていくとの答弁。

特産物開発支援補助金の詳細についての質疑に、現在要綱を作っており、地場の試作品の材料、広告などの支援として上限100万円を交付予定ですとの答弁。

在留外国人支援事業の詳細についての質疑に、須恵町の人口の1.1%が外国人で、技能実習生、特定技能実習生が増えており、ベトナム、ミャンマー、インドネシアの方が増えています。この事業は、外国人日本語教室の空白を減らして日本語でのコミュニケーションが取れるようにする目的で、3年間の事業で2年目となり、なかなか集まってもらえないのが現状ですが、須恵町を知ってもらう交流するイベントを昨年2回実施し、計5名の出席があり、日本語を織り混ぜてジェスチャーなどで外国人相談窓口での相談を勧め、糟屋郡相談が12月末で70件ありました。通訳のお願いなどが多いとの答弁がありました。

3款民生費において、配偶者からの暴力に関する電話相談委託料の相談件数の質疑に、令和4年度2月15日現在で6件の相談があり、緊急を要するものはありませんでしたとの答弁。

緊急一時保護費の詳細についての質疑に、保護支援事業で一時的に高齢者を誰も見る人がいないときなどに一時施設などに見てもらふ事業で、1件ありましたとの答弁がありました。

4款衛生費において、骨髄等移植ドナー費用助成金の詳細についての質疑に、入院・通院1日2万円、10日間の助成金で1人分を計上しています。過去に1回助成金を出していますとの答弁がありました。

アピランスケア用具購入助成金の詳細についての質疑に、心理的負担軽減のためウィッグ2万円、補装具1万円の助成を行います。医療費での対象であるかはアピランス該当者であることで判断しますとの答弁がありました。

定期予防接種業務委託料、高齢者インフルエンザ予防接種業務委託料についての質疑に、令和4年度の実績に基づいての計上で、コロナとインフルエンザの同時流行が懸念されたこと、同時接種ができたことで4,392人、57%の接種でしたとの答弁。

令和5年度以降のコロナワクチン接種の詳細についての質疑に、これまでの通知分は5月7日

で終了し、5月8日からは初回接種を終了した65歳以上の高齢者、基礎疾患を持った人に加え、医療従事者等も接種できます。令和5年度の広報通知、接種券、接種内容等の送付が来てからの接種で、オミクロン2価ワクチンとなります。9月からは初回接種を完了した5歳以上の方が接種できます。ワクチンに関しては検討中ですとの答弁。

第2次救急医療業務委託料についての質疑に、1次、2次、3次とあり、第2次救急医療機関は青洲会病院などの救急受入れの病院で、糟屋6町で業務委託をしているとの答弁がありました。

猫対応事業の詳細についての質疑に、2名以上が団体となり7団体があります。去勢手術の件数の補助金増は、実績に基づき補助金増になっています。窓口は地域振興課で受け付けます。乙植木の猫対応に関しては、粕屋町の団体とも連携していく予定ですとの答弁がありました。

空き家等実施調査業務委託料の詳細についての質疑に、委託業者が空き家の調査をし、地図に落とし込み、空き家の持ち主と今後どうするかを話す事業ですとの答弁。

空き家等解体工事の件数の質疑に、町に寄附された4軒分ですとの答弁。

農業委員会、備品購入、タブレット購入の質疑に、現地調査等タブレットを活用し、写真地図を見ながら進めていきます。農業委員の改選後に使用していき、農業委員の年齢は65歳から70歳代で2名の女性が立候補されていますとの答弁。

畜産家廃業に伴う影響、堆肥センターの見通しについての質疑に、甲植木の2件が廃業されるため、堆肥センターは1年後に閉鎖予定です。閉鎖までは今までの堆肥を使用し、すえっ肥を作り、残り乙植木の1件の畜産家の堆肥については自分で処理していただきます。

8款土木費において、通学路交通安全対策工事請負費での工事箇所についての質疑に、令和4年度の主な工事は、城山・新原線区画線補修工事ほかですとの答弁がありました。

河川しゅんせつ工事の場所の詳細についての質疑に、令和4年度、皿山上流に向けてしゅんせつ工事をしている。終了後、令和5年度は須恵川の支流から観音谷のしゅんせつ工事を予定していますとの答弁がありました。

9款消防費において、自主防災組織の補助金についての質疑に、例年どおりの補助金です。アルミのリアカーなど高額な防災用品購入で資金がどうしても足りない場合は個別で相談くださいとの答弁。

昨年度より消防団活動助成金の支給方法が変更になったことによる運営状況についての質疑に、補助金は1人当たり4万円掛ける人数で、処遇改善のため昨年度より直接個人に支払われていますので消防団の運営はやりづらいと思います。年間200万円ほどはないので、団員から徴収するかどうかは検討しているとの答弁がありました。

10款教育費、スポーツイベント実施事業での駅伝に代わる事業についての質疑に、軽スポーツ、親子スポーツなどゆるスポーツのイモムシごろりなど遊びながらのスポーツ、スポーツリフ

ティング、ボッチャ体験などブースを設けることをスポーツ協会などと検討しています。分館結集型ではなく、個人の自主参加型にする予定ですとの答弁。

町制施行70周年の詳細についての質疑に、11月12日に福岡県知事呼んで式典、講演会を行う予定。まだPRまでしか決まっていないので、新年度に計画する予定です。備品購入に関しては、70周年懸垂幕、パネル等の購入を予定していますとの答弁がありました。

以上、審査の結果、全員賛成で可決としております。

続いて、議案第21号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、特別会計予算書の5ページです。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29億8,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしています。

歳入では、1款国民健康保険税5億3,951万9,000円は、被保険者数の減少により前年度比414万2,000円の減です。

4款県支出金21億9,628万7,000円は、医療費の支払いに充てるため保険給付費等県交付金及び災害や景気変動等特別な事情が生じた場合交付される財政安定化基金県交付金で、前年度比1,525万5,000円の減です。

5款繰入金2億4,918万4,000円は、給与費と繰入金の増額によるもので、前年度比488万1,000円の増です。

歳出では、1款総務費2,462万7,000円は、人件費の増により前年度比549万9,000円の増です。

2款保険給付費21億5,059万2,000円は、1人当たりの医療費は上昇していますが、被保険者数の減少に伴う療養給付費の減により、前年度比1,399万円の減です。

3款国民健康保険事業納付金7億7,194万9,000円は、県全体の保険給付費について国、県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、医療水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するものです。前年度比651万3,000円の減です。

6款保健事業費3,717万7,000円は、被保険者の健康増進と医療費抑制のための保健事業を行うもので、前年度比155万7,000円の増です。

質疑として、歳出では、2款保険給付費において、出産育児一時金が増額になっているが予算額は前年度と同額でいいのかとの質疑に、本議会で出産育児一時金増額の条例を提出していますので、予算は前年度の金額1件につき42万円35件で計上しています。令和4年度の実績が14件、令和3年度が28件となっています。不足する場合は補正予算にて計上させていただき

ますとの答弁がありました。

6 款保健事業費において、配信予定の動くメールの詳細についての質疑があり、履歴を見て未受診者、不定期受診者などに受付前締切り間際のタイミングで個人のスマホのショートメッセージ、メールにQRコードを発信し、1分半程度の受信を促す動くメッセージメールを配信しますとの答弁がありました。

以上、全員賛成で可決としております。

次に、議案第22号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、特別会計予算書の55ページをお願いします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億2,400万円と定める。第2項、歳入歳出款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億9,970万円は、被保険者の増により前年度比1,140万円の増です。

3款繰入金1億2,419万3,000円は、人件費を含む事務費繰入金と保険料軽減分に相当する保険基盤安定繰入金を計上しており、前年度比411万5,000円の増です。

歳出では、1款総務費870万3,000円は、職員人件費が人事異動により減となっており、750万3,000円の減です。

2款後期高齢者医療広域連合納付金4億1,259万3,000円は、被保険者数の増により前年度比2,105万7,000円の増です。

3款諸支出金101万1,000円は、前年度と同額です。

質疑として、公共下水道管渠築造工事計画の100%達成のめどはとの質疑に、7年後の令和12年を達成目標年度としておりますとの答弁がありました。

以上、全員賛成で可決としております。

次に、議案第23号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の87ページをお願いします。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億8,100万円と定める。

第2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は第2表地方債によるとしています。

91ページ、第2表地方債です。起債の目的は下水道事業債で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、1款分担金及び負担690万円は、供用開始面積の減により前年度比125万円、15.3%の減です。

2 款使用料及び手数料 3 億 2,070 万 2,000 円は、下水道接続件数の増により前年度比 860 万円、2.8%の増です。

3 款国庫支出金 1 億 220 万円は、町の管渠築造工事の増により前年度比 1,430 万円、16.3%の増です。

5 款繰入金 3 億 4,268 万 8,000 円は、多々良川流域下水道建設費負担均等の増により前年度比 690 万 5,000 円、2.1%の増です。

8 款町債、下水道事業債は 4 億 850 万円は、管渠築造工事費の増により前年度比 740 万円、1.8%の増です。

歳出では、1 款総務費 2 億 3,516 万 8,000 円は、多々良川流域下水道維持管理負担均等の増により前年度比 220 万 5,000 円、0.9%の増です。

2 款下水道事業費 4 億 4,612 万円は、工事請負契約の増により前年度比 4,234 万 4,000 円、10.5%の増です。

3 款公債費 4 億 9,848 万 3,000 円は、償還利子等の減により前年度比 910 万円、1.8%の減です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

次に、議案第 24 号。

○議長（松山 力弥） 委員長、先ほどの訂正、今しとこうかね。22号の後期高齢者のときの質疑が23号で言ったんで、今のが質疑ですね。何年度に完成するかちゅうのが。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） すいません、公共下水道のほうの質疑です。

○議長（松山 力弥） それ、皆さん一緒に質疑してますんで、もうそれで結構です。後で訂正しておきますので。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 訂正お願いします。次、24号ですね。

○議長（松山 力弥） 24号からお願いします。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第 24 号令和 5 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、特別会計予算書の 129 ページをお願いします。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 6,300 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債、第 2 条、地方債は第 2 表地方債によるとしています。

133 ページ、第 2 表地方債です。起債の目的は下水道事業債で、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

歳入では、2 款使用料及び手数料 608 万円は、前年度実績を見込み、前年度比 24 万 6,000 円、3.9%の減としています。

3款繰入金3,811万2,000円は、前年度比24万6,000円、0.6%の増です。

6款町債1,880万円は、対象事業の減により前年度比200万円、9.6%の減です。

歳出では、1款総務費66万1,000円は、資産評価整理業務委託料等の減により前年度比24万4,000円、27%の減です。

2款農業集落排水事業費1,558万8,000円は、光熱水費、委託料等の増により前年度比168万5,000円、12.1%の増です。

3款公債費4,596万9,000円は、償還元金の減により前年度比337万円、6.8%の減です。

以上、採決の結果、全員賛成で可決としております。

次に、議案第25号令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出について、水道事業会計予算書の3ページをお願いします。

第1条、令和5年度須恵町の水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、(1)給水戸数1万1,500戸、前年度比4.5%の増。

(2)年間総給水量276万4,000立方メートル、前年度比2.5%の減。

(3)年間有収水量265万5,000立方メートル、前年度比2.4%の減。

(4)1日の平均給水量7,572立方メートル、前年度比2.5%の減。

(5)建設改良事業費2億1,416万8,000円、前年度比61%の増。

給水戸数の増に対し、給水量が減となっているのは、令和2年度以降、コロナ禍により自宅で過ごす時間が増え、それに伴い水道使用量も大きく増加していましたが、通常の生活に戻りつつあり、家庭での水道使用量が減っていることによるものです。

建設改良事業費は、県道拡幅工事に伴う水道管改良工事実施のため、大幅な増となっています。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入では、第1款水道事業収益6億5,129万7,000円、前年度比3,581万1,000円、5.2%の減。

第1項、営業収益では、コロナ禍により令和2年度、令和3年度の水量が大きく増加していましたが、令和4年度以降、平常時の水量に戻りつつあり、水道使用量の減を見込んでいます。

支出では、第1款水道事業債5億8,137万9,000円、前年度比1,302万円、2.2%の減。

第1項、営業費用では、浄水場の新砂入替え業務を隔年施工とし、令和5年度は実施しないことにより委託料と材料費が減となっております。

第2項、営業外費用では、償還利子である企業債利息が減少傾向となっております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入では、第1款資本的収入5,300万円、前年度比1,750万円、49.3%の増。これは、公共下水道の管渠築造工事に伴う水道管等の移設補償費で、工事量の増に伴う負担金の増です。

支出では、第1款資本的支出2億9,477万4,000円、前年度比8,798万円、42.5%の増。

第1款改良費は、主に県道拡幅に伴う配水施設改良工事等の増によるものです。

第2款企業債償還金は、企業債の償還元金で、元利金等償還のため増となっています。

また、第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,177万4,000円は、損益勘定留保資金で補填するとしています。

第5条、議会の議決を得なければ流用することができない経費は、(1)職員給与費8,706万6,000円、(2)公債費10万円。

第6条、棚卸資産の購入限度額は900万円と定める。これは、水道メーター購入の限度額です。

質疑として、業務の予定量において給水戸数増加に対し年間有収水量が減少している原因についての質疑があり、令和2年度、3年度はコロナの影響で在宅が増加したことにより給水収益が増えたと思われますが、令和4年度からは徐々に生活が戻りつつあると同時に、食洗機、シャワーなどを中心に節約生活になっていると思われますとの答弁がありました。

以上、全員賛成で可決としております。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第20号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第20号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第20号令和5年度須恵町一般会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第21号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

よって、議案第22号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第22号令和5年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第23号令和5年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第24号令和5年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第25号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第25号令和5年度須恵町水道事業会計予算の提出については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18．議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第18、議案第26号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第26号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、地方自治法の一部を改正する法律が令和4年12月16日に交付され、令和5年3月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案する

ものです。

本条例の改正は、個人事業主と地方議員の兼業規制を緩和することを目的とした法改正に準じた改正です。

また、本条例に基づいた資産等の報告については、納税及び納付状況に係る基準日の見直し等も併せて行っております。

3 ページをお願いいたします。

新旧対照表で御説明いたします。

第6条第2号の改正は、有価証券に関する報告事項の改正で、額面金額の総額及び1月1日現在の時価総額の表記を削るものです。

第6条第4号は、基準日及び該当年度を改正するものです。

今回の改正で、報告期限である5月31日時点の前年度分に変更しております。

また、条例中には規定されておきませんが、規則の報告様式の中で、所得税及び自動車税の表記を削除いたします。

第17条は、町長等特別職及び議員の配偶者、同居の親族及び一親等以内の親族における町の公共事業の契約に対する遵守事項の改正です。

今回の法改正で、議員個人が政令で定める300万円まで公共事業の請負契約が可能となりましたので、条例で定める配偶者等についても、議員個人同様の金額設定で規制の緩和をいたします。

第17条第1項は、改正前は、町長等及び議員の配偶者、同居の親族及び一親等以内の親族に対し、請負契約禁止の条項を規定しております。改正後は、議員の配偶者等については請負契約が可能となりますので、町長等のみの規定とし、併せて根拠法例を変更しております。

第17条第2項は、今回の法改正で、兼業規制の緩和と併せて請負契約の定義が明文化され、一般物品納入契約についても請負契約に含まれるようになったことから、一般物品納入契約に関する条項は削除いたします。

代わりに、議員の配偶者、同居の親族及び一親等以内の親族に対し、政令で定める金額以内の請負契約については可能とする旨を規定しております。

第17条第3項は、町長等及び議員の配偶者、同居の親族及び一親等以内の親族が取締役等になっている法人についての規定です。

まず、第2項の改正と同様、一般物品納入契約の文言を削っております。また、今回、個人事業主と地方議員の兼業規制を緩和する目的で議員個人の法改正はあったものの議員が取締役等になっている法人については従来の規定と変更がありませんでした。今後の当該規定については、地方自治法の規定に準用するとしております。

2 ページにお戻りいただいて、附則です。

この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第26号須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19. 報告第1号

○議長（松山 力弥） 日程第19、報告第1号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第1号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第1号及び第4号の規定により専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

令和3年2月13日発生 of 事故で、同年3月23日に示談をした後、6月定例会において報告をさせていただいた事案の追加請求に関する専決処分でございます。

令和3年2月13日の事故発生時の概要ですが、相手方の子が九州自動車道下の1級町道、新原・新生線ボックスカルバート内の車道部を歩行中、グレーチング蓋の上に左足が乗った際に、当該蓋が腐食しており、左足が側溝内部に膝上部まで落ち、腐食し鋭利になったグレーチング端部で内側膝部及び腓腹部を切創、その他擦傷を負った事故で、和解及び損害賠償の額を定めたものにつきまして、令和3年6月定例会において報告させていただきました。

今回の追加請求の概要につきましては、令和3年10月に相手方の子に跛行の症状が見られるようになり、その後に複数の運動チックが発症、令和4年2月に精神神経疾患であるトゥレット症候群と診断されました。

その後は、トゥレット症候群により症状が安定せず、入退院を繰り返す等の症状が見られたため、損害賠償金の追加請求を求められたものでございます。

損害賠償の額は20万円で、和解の内容、損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりで、全国町村会総合賠償補償保険制度の賠償責任保険の適用できる範囲内で賠償金を支払うものです。

賠償額の根拠としましては、後遺障害は、等級が1級から14級まであり、最も低い14級での保険金額は40万円相当となっています。

今回は、後遺障害と判定されず、また、相手方の症状が固定されていないことから、症状固定ができていない場合の範例である50%を採用し、20万円の賠償金としております。

令和4年12月13日に弁護士を代理人とした須恵町と相手方とで合意書を取り交わしており、今回の追加請求の内容及び今後何ら債権債務がないことを相互に確認しております。

全国町村総合賠償補償保険制度の賠償責任保険において、損害賠償額を決定したことから、町長の専決処分に関する条例の規定に基づき専決処分をしたものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりました。

なお、この議案については、全員協議会においても協議がなされておりますので、質疑を省略します。よって、報告済みとします。

日程第20. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会より会議規則第70条の規定により、議会運営について閉会中の所管事務調査の申出がっております。

お諮りします。議会運営委員会申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。そのままお願いします。

○議会事務局長（梅野 猛） これより、町長からの感謝状の贈呈式を行います。総務課長の紹介
でお願いいたします。

○総務課長（諸石 豊） 議員の皆様におかれましては、間もなく任期を全うされるわけですが、
長い間大変お疲れさまでございました。皆様の御尽力、御協力のおかげをもちまして、
町政、町行政がスムーズに運営できましたことに対し、この本会議場をお借りしまして、平松町
長から議員の皆様へ感謝状の贈呈をいたします。

それでは、お名前をお呼びしますので、順に前にお進みをお願いいたします。

松山力弥議長、お願いいたします。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員松山力弥殿。あなたは平成31年4月本町議会議
員に当選せられ、その職に精励され、自治行政発展のため尽くされた功績は誠に偉大なるものが
あります。よって、ここに深く感謝の意を表します。令和5年3月16日、須恵町長平松秀一。
ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 今村桂子副議長。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員今村桂子殿。以下、同文でございます。ありが
とございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 三上政義議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員三上政義殿。以下、同文でございます。ありが
とございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 田原重美議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員田原重美殿。長い間、ありがとうございました。
（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 田ノ上真議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員田ノ上真殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 猪谷繁幸議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員猪谷繁幸殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 三角栄重議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員三角栄重殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 世利孝志議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員世利孝志殿。長い間、ありがとうございました。
（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 百田輝子議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員百田輝子殿。あなたは、令和4年4月、本町議会議員に当選せられ、その職に精励され、自治行政発展のため尽くされた功績は誠に偉大なものがあります。よって、ここに深く感謝の意を表します。令和5年3月16日、須恵町長平松秀一。

（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 川口満浩議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員川口満浩殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 藤野正剛議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員藤野正剛殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 稲永辰己議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員稲永辰己殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 男澤一夫議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員男澤一夫殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 白水春夫議員。

○町長（平松 秀一） 感謝状、須恵町議会議員白水春夫殿。ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（諸石 豊） 以上でございます。ありがとうございました。

○議会事務局長（梅野 猛） ここで、今期をもって勇退される議員の方に御挨拶をお願いしたいと思います。

前の方をお願いいたします。田原議員、世利議員、前のほうをお願いします。

○議員（12番 田原 重美） 皆さん、12年間お世話になりました。消防議員に8年、監査委員4年と、大変勉強させていただきましてありがとうございます。

今後は、大島原区の区長として、区民の皆さんの協力を頂きながら運営していきたいと考えております。

最後に、議員の皆様方に、行政の監視をしっかりといただき、町民の皆様の声に耳を傾けていただきたいと思います。終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議員（8番 世利 孝志） 何かびっくりされた方もおられたようでございますけれども、今任期をもちまして議員の職を退職することにいたしました。その間、2期の間、議員の皆様方には大変お世話になりました。

また、これから皆さん方、選挙戦ということで、また大変なことと思いますけれども、皆様方の御健闘をお祈りいたします。ブラボー。（拍手）

そして、平松町長をはじめ執行部の方々、そしてまた、ここにおられます各課の課長さん方、またそして、各職員の方々には大変御迷惑をおかけいたしました。厚く感謝申し上げます。どうもありがとうございました。（拍手）

これから、私、農業をやっております。農業の傍ら、地域のため、そしてまた、須恵町のために、非力で微力ではございますけれども尽力をしたいと思っております。これからも皆様方の幸せを祈っております。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（松山 力弥） ありがとうございました。

○議長（松山 力弥） 以上で、3月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

これもちまして、3月定例会を閉会いたします。

午後0時02分閉会
